

茨木市正規雇用促進奨励金制度

(令和6年4月改正)

茨木市では、市民の安定就労を促進するため、市内事業所で失業中の方を正規労働者(※¹)として雇用、又は同一事業所内で非正規労働者(※²)を正規労働者に転換した事業主への奨励金制度を設けています。

また、働きやすい職場づくりを促進するため、ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と子育て・介護の両立支援及び女性活躍推進等に配慮した職場環境を整備する『働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所(※³)』に対して、奨励金額において優遇措置を設けています。

※¹ 正規労働者とは・・・事業主に直接雇用される雇用期間の定めのない方であって、1週間の所定労働時間が30時間以上である労働契約を締結し雇用される雇用保険の一般被保険者であり、雇用される事業所において、正規労働者としての処遇をうける人

※² 非正規労働者とは・・・雇用期間に定めのある方であって、雇用される事業所において、労働者と同等の処遇をうけない人

※³ 働きやすい職場づくり認定事業所とは・・・茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定制度実施要綱(平成29年5月17日実施)第5第1項の規定により、茨木市働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所として認定された事業所

補助内容

(令和6年4月改定)

奨励金額	中小企業事業主又は一般社団法人等	働きやすい職場づくり推進事業所認定事業所
新たに正規労働者として雇った場合	300,000円	<u>400,000円</u>
非正規労働者を正規労働者として転換した場合	<u>200,000円</u>	<u>300,000円</u>
上記のうち一般的な正規労働者より所定労働時間が短時間の場合	<u>100,000円</u>	<u>200,000円</u>

交付人数

1年度につき、2人分まで

申請期間

正規労働者として雇用した日、又は正規労働者へ転換した日から6か月経過後、3か月以内であって、6か月分の給与支払い後(Q2参照)

対象事業主

市内事業所で失業中の方を正規労働者として雇用、又は非正規労働者を正規労働者に転換し、かつ、次のいずれにも該当する事業主

- 1 中小企業事業主（※⁴）若しくは一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、医療法人等であって、かつ、中小企業事業主と同規模の事業主であること
※⁴ 中小企業事業主・・・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる企業をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めているものを除く。
- 2 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 3 対象となる労働者の雇入れ、又は転換の日から 6 か月間、労働者を雇用継続し、その期間の給与を支払った事業主であること
- 4 対象となる労働者の雇入れ、又は転換の日から前後 6 か月、事業主の都合により労働者を解雇していないこと
- 5 市税の滞納がないこと
- 6 労働者災害補償保険、厚生年金、健康保険の加入が義務付けられている場合は、当該保険に加入していること
- 7 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守するとともに、法令に適合した就業規則等を整備している事業所であること
- 8 奨励金の受給終了後も正規労働者として相当期間雇用することが確実であること

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた事業主であって、その交付の根拠となった対象労働者を再び雇い入れるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業又は同法第 33 条第 1 項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主
- ③ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業主
- ④ 茨木市が出資による権利を有する事業所の事業主、⑤ その他市長が不適当と認める者

対象労働者

次の①～⑤のいずれかに該当する方（事業主の 2 親等以内の親族および正規労働者として雇用することを前提として雇い入れられた非正規労働者は除く）

市民（※⁵）、又は正規労働者になった日から 3 か月以内に茨木市に転入し、申請日においても茨木市民である

3 か月以上失業（※⁶）期間があり、正規労働者として市内事業所で雇用した

同一の事業所において、非正規労働者から正規労働者に転換し、雇用期間以外の労働条件の待遇が改善した

① 前職を事業主の都合により離職した
【本人の責に帰すべき事由により離職した者及び定年により離職した者を除く】

④ <雇用形態に定年制が適用される場合>
正規労働者への転換の日から定年年齢に達する日までの期間が 5 年以上である

② <雇用形態に定年制が適用される場合>
正規労働者として雇用した日から定年年齢に達する日までの期間が 5 年以上である

⑤ <雇用形態に定年制が適用されない場合>
正規労働者への転換の日において 65 歳未満である

③ <雇用形態に定年制が適用されない場合>
正規労働者として雇用した日において 65 歳未満である

※⁵ 市民・・・本市の区域内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている方

※⁶ 失業・・・仕事に就いておらず、仕事を探しており、仕事があればすぐに就くことができる状態

申請に必要な書類・申請方法

下記の書類を揃えて、商工労政課窓口へ直接又は、郵送にてご提出ください。
※できる限り窓口へご持参ください。

(①、②、③、⑫の用紙は、市ホームページからダウンロードできます。)

- ①茨木市正規雇用促進奨励金交付申請書
- ②要件確認書（転換の場合は、「待遇改善確認シート」も必要です。）
- ③給与支払書※Q2参照
- ④対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書（写）
- ⑤対象労働者の雇入れ、又は転換の日以降6月間の出勤簿（写）※Q2参照
- ⑥対象労働者の雇入れ、又は転換の日以降6月間の賃金台帳（写）※Q2参照
- ⑦雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写）
- ⑧〔中小企業事業主または一般社団法人等の場合〕
中小企業事業主であることを確認する書類（資本金または出資の額、常時雇用する労働者数がわかるもの）
（例）3か月以内に発行された登記簿謄本（写）または事業所台帳全記録照会（ヘッダー）など
- ⑨労働者災害補償保険の加入がわかるもの
（例）労働保険料の申告書（控）
- ⑩対象労働者の厚生年金・健康保険の加入がわかるもの（写）
（例）健康保険・厚生年金被保険者資格取得届など
- ⑪対象労働者が失業中、又は非正規労働者であったことがわかるもの（写）
（失業中の場合）履歴書、ハローワークカード、雇用保険受給資格者証など
（非正規労働者の場合）非正規労働者であった期間の雇用契約書、労働条件通知書
- ⑫誓約書
- ⑬〔事業主都合により離職した方を雇用された場合のみ〕
雇用保険被保険者資格喪失通知書（被保険者通知用）（写）

※必要に応じて、総勘定元帳等の提出を求める場合があります。

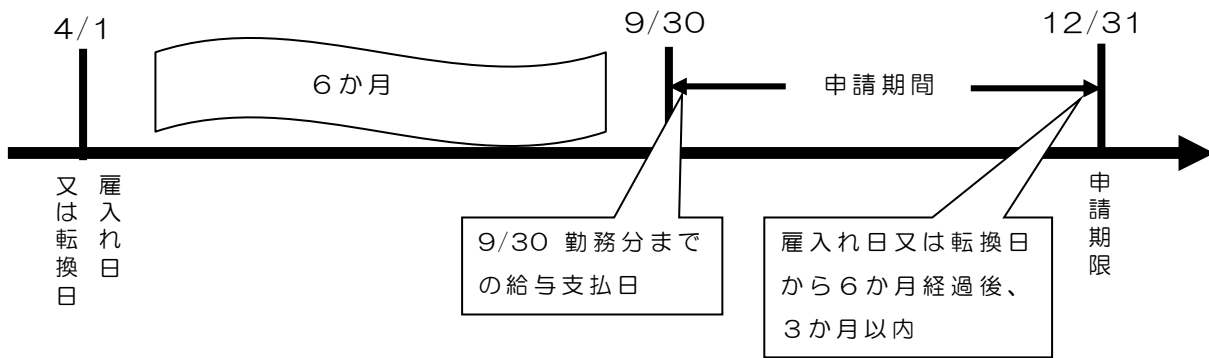
Q & A

Q1. 事業所の本社の所在地が市外の場合でも申請できますか？

A1. 市内の事業所において雇用又は正規労働者への転換される場合は対象となります。ただし、事業所の本社の所在地が市内であっても、対象となる労働者の勤務地が市外の場合は支給対象外となります。

Q2. 申請期間はいつからいつまでですか。

A2. 図示すると下記のとおりになります。



※雇入れ日又は転換日から6か月間に対する給与の支払を終えてからの申請となります。給与計算締日によっては、7か月分の出勤簿、賃金台帳の提出が必要となります。

※申請期限が閉庁日の場合は、直前の開庁日までです。

Q3. 転換の場合、雇用期間（有期契約から無期契約）以外の改善された労働条件には、給与が上がった、昇給がある等以外に該当する条件は何ですか。

A3. 市ホームページから下記「待遇改善確認シート」をダウンロードし、労働条件をご確認いただき、ほかの必要な書類と合わせてご提出ください。

	転換前	転換後
社員区分		
勤務時間	： ～ ：	： ～ ：
休日		
勤務地の限定	有 ・ 無	有 ・ 無
職務の限定	有 ・ 無	有 ・ 無
昇格	有 ・ 無	有 ・ 無
賃金形態	時給 ・ 月給 ・ 日給 _____円	時給 ・ 月給 ・ 日給 _____円
昇給	有 ・ 無	有 ・ 無
賞与	有 ・ 無	有 ・ 無
退職金	有 ・ 無	有 ・ 無
特別休暇 (※1)	有(名称) 無	有(名称) 無
上記以外の 待遇改善点		
待遇改善がわかる 就業規則・給与表等	有 ・ 無	

(※1)法定休暇とは別に規定している休暇。有給無給は問いません。

※すべての項目が改善されている必要はありませんが、転換前から正規労働者と同等の待遇を受けている場合は対象外となります。

Q4. 一度奨励金を申請したことがある対象労働者を再度雇用した場合、申請できますか。

A4. 対象になりません。対象労働者1人につき、1回までです。

市 HP はこちら！

お問合せ

茨木市 産業環境部 商工労政課
 TEL:072-620-1620 FAX:072-627-0289
 E-mail sykorosei@city.ibaraki.lg.jp

